

京都府立大学学長解任規程

平成28年11月18日
学長選考会議決定第5号

(趣旨)

第1条 この規程は、京都府立大学学長選考会議規程第5条第1項第4号の規定による学長選考会議（以下「選考会議」という。）が行う京都府立大学学長（以下「学長」という。）の解任に関し、必要な事項を定めるものとする。

(解任の申出)

第2条 選考会議は、学長が次の各号のいずれかに該当するときは、京都府公立大学法人理事長に対して学長の解任を申し出ることができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があるとき。
- (3) 職務の執行が適当でないため法人の業務の実績が悪化した場合であって、引き続き当該職務を行なわせることが適切でないと認めるとき。
- (4) その他学長たるに適しないと認めるとき。

(解任の審議の請求等)

第3条 選考会議は、第2条各号のいずれかに該当するものとして、次の各号に定める方法により請求があったときは、学長解任の審議を行わなければならない。

- (1) 経営審議会又は教育研究評議会の5名以上の委員から連署による請求があるとき。
- (2) 京都府立大学学長選考規程第8条に規定する資格者の1/3以上から連署による請求があるとき。

2 前項の請求は、学長を解任すべき事由を記載した書面により行われなければならない。

3 選考会議の議長は、第1項の学長解任の請求があったときは、速やかに選考会議を招集しなければならない。

(調査等)

第4条 選考会議は、審議を行うに当たり解任事由に応じ、学長、その他の関係者からの事情聴取、書面の提供要求、学内意向の確認等必要な調査を行うことができる。

(解任申出の是非の決定)

第5条 選考会議は、第4条に規定する調査に基づき、学長の解任申出の是非を決定する。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、学長の解任に関する手続きその他必要な事項は、選考会議が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年11月18日から施行する。